

公安委員会会議録

開催日時	令和8年3月25日(水)	自 午後 1時00分 至 午後 2時42分
開催場所	山口県警察本部公安委員会室、同公安委員室	
出席者	公安委員	野村委員長 弘永委員 今村委員

第1 審議概要

本部長、警務部長、生活安全部長、地域部長、刑事部長、交通部長、警備部長、情報通信部長及び首席監察官同席の上、下記の報告を受けた。

1 令和8年春の全国交通安全運動の実施

交通部長から、

運動の期間は、4月6日(月)から15日(水)までの10日間であり、出発式を4月6日(月)午前9時から県政資料館前において開催し、県警察からも多数出席する予定であり、無事故・無違反コンテスト150感謝状贈呈のほか、園児や警察学生ボランティアMIRAIが参加する交通安全教室などのアトラクションを計画している。

(1) 運動の重点

ア 全国の重点

- 通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保
- 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上
- 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルール理解・遵守の徹底

イ 山口県の重点

高齢者を交通事故の被害者にも加害者にもさせないための取組の推進

ウ その他

4月10日は交通事故死ゼロを目指す日、4月15日は通学路における県下一斉交通指導取締り日となっており、朝夕の通学時間帯において、通学路を中心に児童・生徒の安全確保に資する取締りを実施することとしている。

(2) 交通事故の分析状況

昨年発生した、こどもの交通事故を分析したところ、小学生の低学年であるほど歩行中に交通事故に遭った人数が多く、小学生から中学生までの学年が上がるにつれて自転車乗車中に交通事故に遭った人数が多くなっている。

特に歩行者については、約6割が横断中に交通事故に遭っており、うち、約4割は横断歩道を横断中に交通事故に遭うなど、歩行者保護の必要性が認められた。

(3) 期間中の主な取組

- 統一行動日等における各種交通キャンペーンの実施
- 新入学児童を中心とした参加・体験・実践型の交通安全教育の推進

○ 通学路等における歩行者保護に資する交通指導取締りの推進

(4) 山口県ムービー・フォトコンテスト2026

今年で5回目となるが、本年度は春の全国交通安全運動初日に合わせて募集を開始し、作品テーマについては、ムービー部門では横断歩道ハンドサイン運動又は自転車の安全利用促進に関するもの、フォト部門では交通安全（交通事故防止）に関するものとしている。

ムービー部門の応募数が増えるよう、各高校及び専門学校等に個別に依頼するなど、応募数の確保に努めていくこととしており、応募作品については、随時SNSに投稿するほか、各種交通安全啓発素材やテレビCM、SNS広報等の企画案として活用していくこととしている。

(5) 今後の予定

交通部では、警察署支援として、取締り班を編成し取締りやキャンペーンに派遣することとしている。

さらに、4月は交通環境に不慣れな新入学児童等が通学を始めることを踏まえ、関係機関・団体と緊密に連携の上、事故分析に基づく効果的な取組を推進していく。旨の説明があった。

今村委員から、「ムービー・フォトコンテストについて、県警察から若者の参加を促す活動は良いと思う。交通安全に関する啓発活動にもなる上、若者が自分事として交通安全に対する関心を高めることに繋がるので、若い方に対する取組を継続してほしい。全国交通安全運動の期間中の取組について、各警察署では工夫しながら様々な取組を行っているため感心しており、取組状況等の報告を楽しみにしている。」旨の発言があった。

弘永委員から、「高齢者に対する取組に加え、こどもたちの安全を確保できるようにしっかりと取り組んでほしい。4月から自転車等に対する交通反則通告制度の適用が開始されることについて、最近では報道等で取り扱われるケースも多くなっており、世間の関心が高まっていると感じる。横断歩行者妨害について、横断歩道を予告するため、ひし形の路面標示があると思うが、実態はどの様になっているのか。」旨の発言があり、本部長から、「基本的に、信号機のない横断歩道の手前には、ひし形の路面標示は設置されている。」旨の説明があった。

野村委員長から、「一部報道では、山口県は信号機のない横断歩道における車の一時停止率が全国の都道府県で最も低かったようである。確かに一時停止をしていない車も散見されるので、それを自虐ネタに使い注目を集める広報手段も用いるなど、一時停止率が向上するよう努めてほしい。」旨の発言があった。

## 第2 決裁・報告

課長等から下記のとおり説明を受け、決裁を行うなどした。

### 1 決裁概要

#### (1) 運転免許の行政処分

運転管理官から、本日の出席者8名の処分理由に係る事案概要、意見の聴取における陳述内容について説明を受けた後、審議のうえ7名を量定どおり処分を決定し、1名を継続審議とした。そのほか意見の聴取等欠席者27名の処分を決定し、2名を再呼び出しとした。

#### (2) 審査請求の受理

運転管理官から、1月8日付けで公安委員会が行った処分について、審査請求を受

理した旨の説明を受け、決裁した。

(3) 警察署協議会委員の辞職

公安委員会会務官から、警察署協議会委員の辞職について説明を受け、決裁した。

(4) 公安委員会宛て文書への対応方針

公安委員会会務官から、公安委員会宛てになされた文書について対応方針の説明を受け、決裁した。

(5) 審査請求の受理及び弁明書の提出要求

警察県民課長から、令和7年12月25日付けで警察本部長が行った処分について、審査請求を受理し、弁明書の提出要求を行う旨の説明を受け、決裁した。

(6) 業務委託契約の締結

組織犯罪対策課長から、令和8年度における不当要求防止責任者講習の業務委託契約について説明を受け、決裁した。

## 2 報告概要

(1) 令和8年3月県議会定例会の開催状況

総務課長から、令和8年3月山口県議会定例会における警察関係の議案や質問・答弁の状況について、報告を受けた。

(2) 山口県公安委員会事務の専決状況

運転管理官から、2月中の運転免許課関係の山口県公安委員会事務の専決状況について、交通規制課長から、2月中の交通規制課関係の山口県公安委員会事務の専決状況について、警備課長から、2月中の警備課関係の山口県公安委員会事務の専決状況について、それぞれ報告を受けた。

(3) 監察関係業務報告

監察官室長から、令和8年度における監察実施計画について、報告を受けた。

## 第3 協議

今後の公安委員会における運営について協議した。